

公募型プロポーザル方式 設計・施工一括発注の実施について

明石市教育委員会事務局学校管理課が発注する設計及び施工について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | 明石市立魚住小学校ほか2校特別教室空調設備設置工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 明石市立江井島小学校 明石市大久保町西島 252
明石市立魚住小学校 明石市魚住町清水 570
明石市立錦浦小学校 明石市魚住町西岡 1349 |
| (3) 工 事 概 要 | 特別教室等への空調設備設置工事に伴う設計及び施工業務一式 |
| (4) 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から2020年2月20日まで |
| (5) 参考見積限度額 | 84,816,000円（消費税（8%）込） |

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（建設工事部門）に、工種が管工事で登録されていること。
- (2) 明石市内の本店で登録をしている者（市内業者）
- (3) 明石市入札参加資格者名簿に3年以上登録されていること。ただし、平成13年度以前に登録をしている場合は、3年を経過していない者であっても入札参加の要件を満たすものとする。
- (4) 管工事における適正な専任の技術者を配置できること。

(注1) 2019年4月8日に学校管理課から公告する「明石市立魚住小学校ほか2校特別教室空調設備設置工事」、「明石市立二見北小学校ほか2校特別教室空調設備設置工事」及び「明石市立人丸小学校ほか2校特別教室空調設備設置工事」の3件（以下「2019年4月8日公告の3案件」という。）については、1人の技術者をこれら3件に配置予定として参加することができます。

ただし、1人の技術者につき1件しか受注予定者となることができないものとし、同一の技術者を配置予定とした複数の案件で受注予定候補者となった場合は、参考見積限度額が最も高い案件1件で受注予定者となります。

したがって、複数の案件で受注を希望する場合は、受注を希望する案件ごとに別々の技術者を配置予定とする必要がありますのでご注意ください。

なお、随意契約決定までは技術者の変更は認めません。

- (5) 有効な経営事項審査を受けており、開札日においてその総合評定値が明石市に登録されていること。
- (6) 参加申請書等の受付終了日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及

び地方消費税)を完納していること。また、受注予定者となった場合には、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。

- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (8) 明石市契約規則(平成5年規則第10号)第3条の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (10) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (11) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (12) 後述する現場説明に参加した者。
- (13) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2019年4月8日(月)からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、教育委員会事務局学校管理課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5197)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

4 現場説明

(1) 質問書の提出及びプロポーザル方式に参加する予定の者は、現場説明に参加してください。

(2) 日時 2019年4月17日(水)から2019年4月22日(月)(予定)に行います。

現場説明申込書の受付終了後に現場説明申込書を提出した者へ、FAXまたはメールにて指定しますので、指定された日時に来訪してください。

(3) 場所 明石市立朝霧小学校 明石市朝霧東町1丁目1-40

現場説明は、参考事例として上記の工事場所のみで行います。他の工事場所での現場説明は行いません。

(4) 現場の申し込みは、下記期間内にFAX(078-918-5111)により明石市教育委員会事務局学校管理課へ現場説明申込書(様式1-1)を提出してください。

2019年4月8日(月)から2019年4月15日(月)午後5時まで

※ FAX送信後に必ず教育委員会事務局学校管理課(078-918-5197)まで電話にて着信確認のご連絡をしていただきますようお願いいたします。

5 工事場所の見学

(1) 工事現場の見学を希望する者は、現場説明に参加してください。

(2) 日時 2019年4月19日(金)から2019年4月26日(金)(予定)に行います。

現場説明申込書の受付終了後に現場説明申込書を提出した者へ、FAXまたはメールにて指定しますので、指定された日時に見学してください。

- (3) 明石市立朝霧小学校以外の工事場所での現場説明は行いません。他の工事場所の見学を希望する場合は、現場説明申込書「工事場所の見学申込」の欄に記入してください。
- (4) 見学する時間は1時間程度としてください。
- (5) 工事場所の見学できる部分は次のとおりです。
 - ① 校舎の外観
 - ② 高圧受変電設備また、校舎内への立入りも可能としますが、教室及び管理諸室等内への立入りは禁止します。ただし、廊下から教室等の中が開錠することなく確認できる場合は、確認することができます。
- (6) 見学の際、市職員、教育委員会及び工事場所である学校の職員は、見学に立会いません。
- (7) 工事場所である学校の職員への質問等を禁じます。質問等がある場合は、質問書を提出してください。
- (8) プロポーザル方式にあたり、見学申込がない者の、工事場所の見学を禁じます。

6 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 現場説明に参加しなかった者は、質問書を提出することができません。また、現場説明に参加しなかった者から質問書が提出されても回答しません。
- (2) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX(078-918-5111)により明石市教育委員会事務局学校管理課へ要求水準書等に関する質問書(様式1-2)を提出してください。
現場説明参加後から2019年5月7日(火)午後1時まで
- (3) 質問に対する回答
2019年5月13日(月)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

7 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 現場説明に参加しなかった者は、プロポーザル方式に参加できません。
- (2) 参加を希望する者は、下記期間内にFAX(078-918-5111)により明石市教育委員会事務局学校管理課へ「公募型プロポーザル方式参加申請書(明石市立魚住小学校ほか2校特別教室空調設備設置工事)」(1部/様式2)を提出してください。
2019年5月13日(月)から2019年5月20日(月)午後5時まで
※ FAX送信後に必ず教育委員会事務局学校管理課(078-918-5197)まで電話にて着信確認のご連絡をしていただきますようお願いいたします。

8 企画提案書等の提出

- (1) 参加申込をした者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 公募型プロポーザル方式参加申請書(1部/様式2)
※ 原本を提出してください。
 - イ 参考見積書(1部原本、6部コピー/様式5)
 - ウ 参考工事費内訳書(表紙)(7部/様式6)
 - エ 参考工事費内訳書(本体)(7部/任意様式)
 - オ 企画提案書(7部/「企画提案書作成要領」参照)
 - カ 公共性(施策反映)評価提出書(7部/「公共性(施策反映)評価について」参照)
 - キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書(税額の証明ではありません。)
※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。
 - ・ 個人の場合・・・その3の2(申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。)

- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式4）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2019年5月13日(月)午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2019年6月10日(月)（必着）です。

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市教育委員会事務局学校管理課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式3）に貼付し、FAX（078-918-5197）により明石市教育委員会事務局学校管理課へ送信してください。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

(1) 日時 2019年6月13日(木)（予定）に行います。

参加申請書等の受付終了後に参加者に個別に時間を連絡します。

(2) 場所 明石市役所分庁舎 4階 教育委員会室

10 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

11 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の108分の100で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、本見積金額に8%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

12 支払条件

前金払有(40%以内)、中間前金払有(20%以内)、部分払有 2回以内

13 契約の締結について

(1) 受注予定者

明石市立小学校特別教室空調設備設置工事プロポーザル方式選定委員会において選定された受注予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び工事費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、工事請負決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受注予定者が契約締結までに「2 参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受注予定者とします。

14 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市工事請負契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

15 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 現場説明に参加していること。
- (2) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (3) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (4) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (5) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (6) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

16 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式4）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考工事費内訳書の金額が合致しないもの（参考工事費内訳書に値引き等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

17 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に

要した費用を明石市に請求することはできません。

18 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、工事請負者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 参加申請者は設計内容や資料等について、他人に漏らしてはならない。当該著作物(成果物)は、引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (4) 明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ(入札コーナー)掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (7) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (8) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。